



「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」
に係る事前確認公募

公 募 要 領

2020年9月8日

独立行政法人情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続に移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 調査事業の概要

(1) 名称

「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」

(2) 契約期間

契約締結日より 2021 年 2 月 26 日（金）

(3) 概要

現在、IPA で運用している「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」において、関係者を取りまく問題や課題の改善・解決に向けた検討のための調査を行う。

具体的な業務の内容については、別紙「事業内容（仕様書）」参照のこと。

2. 応募要件

(1) 応募者は、法人格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 令和 1・2・3 年度（平成 31・32・33 年度）競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」「B」又は「C」いずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

(8) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(9) 業務実施体制、業務スキル及びセキュリティに関する要件

別紙「事業内容（仕様書）」 5.、6. 及び 7. を参照のこと。

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

セキュリティセンター セキュリティ対策推進部 脆弱性対策グループ 担当：板橋、土屋

電話番号：03-5978-7527 E-mail：isec-vm-kobo@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 調査事業の概要」及び別紙「事業内容（仕様書）」に記載の調査業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2020年9月18日（金） 17時00分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式1）
- ② 「1. 調査事業の概要」及び別紙「事業内容（仕様書）」に記載の調査業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式2）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表（注）するものとする。
- (5) 契約条項については、（参考）契約書（案）を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）
に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

平成 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 〒
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会社名					
代表者氏名		URL			
本社住所	〒				
設立年月	西暦	年	月	主取引銀行	
資本金	百万円		資本系列		
従業員数	人		加盟協会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 (非常勤は役職の 前に○印を記す)	氏名	年齢	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株主名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業績	期	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	項目			
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期末処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	
			有・無	

事業内容（仕様書）

1. 件名

「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」

2. 背景・目的

2.1. 背景

ソフトウェアやウェブアプリケーションの脆弱性が発覚すると、それを悪用する攻撃が多発し、企業や個人、さらに社会全体にも大きな被害をおよぼす可能性がある。したがって、ソフトウェアやウェブアプリケーションの脆弱性が発見された場合、関係者間で秘密裏にその脆弱性の情報を共有するとともに、対策方法を整え、適切なタイミングでユーザに周知することが望まれる。

「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」（以下「パートナーシップ」という。）は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター（以下「JPCERT/CC」という。）等が中心となって、2004 年 7 月に運用を開始した。パートナーシップは、情報システム等の脆弱性について、その発見から対策の策定・公表に至るまでの過程について関係者に推奨する行動基準「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」（以下「P ガイドライン」という。）を示すことにより、脆弱性関連情報を適切に流通させ、より迅速な対策方法の提供・適用を促す産官連携の取組みである。「ソフトウェア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程」（平成 29 年経済産業省告示第 19 号、以下「告示」という。）に基づく公的な制度として運用されているという点で、国際的にも例を見ない独自の制度といえるが、その一方、脆弱性情報の取扱いは国際的な連携により実施することが必要となってきている。

パートナーシップの立ち上げ・運用に際し、IPA では関係者や有識者で構成する「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」（以下「脆弱性研究会」という。）を設置して、関係する様々な問題点とその改善策について検討・提言するとともに、P ガイドラインの改訂、脆弱性対策に係る各種啓発資料の策定等を実施してきた。

告示・P ガイドライン

(<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/report/index.html#law>)

情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会報告書 2003～2019 年度（2009 年度版はなし）

(https://www.ipa.go.jp/security/fy15/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy16/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy17/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy18/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy19/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy20/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy22/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy23/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy24/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy25/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy26/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy27/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy28/reports/vuln_handling/index.html)
(https://www.ipa.go.jp/security/fy29/reports/vuln_handling/index.html)
(https://www.ipa.go.jp/security/fy30/reports/vuln_handling/index.html)
(https://www.ipa.go.jp/security/fy2019/reports/vuln_handling/research_2019.html)

情報システム等の脆弱性情報の取扱いにおける法律面の調査報告書

(<https://www.ipa.go.jp/files/000072543.pdf>)

2.2. 目的

パートナーシップでは従来から各方面で適切な脆弱性対処が行われるように取り組んできている。昨年は製品開発者向けに最低限実施すべき脆弱性対処をガイドとしてまとめると共に、製品を購入/利用する一般消費者向けに脆弱性対処がなされた製品を選定/利用できることを目的としたガイドを公開した。

一方、パートナーシップで扱う脆弱性関連情報にはソフトウェア製品以外にウェブサイトがある。ウェブサイトは生活に欠かせないものとなっており、ウェブサイトの脆弱性を放置することはウェブサイトの運営組織や利用者に被害を及ぼすことになりかねない。

については、今年度はウェブサイトでの脆弱性対処に関する普及啓発を実施することで、ウェブサイトでの適切な脆弱性対処の実現をめざす。あわせて、海外での脆弱性対策の取組み状況を調査し、パートナーシップの運営等の改善を図ることで、あるべきパートナーシップの形成とより迅速な脆弱性対処の実現をめざす。

3. 業務内容

3.1. 業務概要

文献/事例の調査やヒアリング調査、ディスカッション等を通じて、以下の業務を行う。

- ・ 小規模ウェブサイト運営者の脆弱性対策に関する調査
- ・ 最新のウェブサイトの被害事例に関する調査
- ・ 海外の政府機関等における脆弱性対策の取組みに関する調査
- ・ 調査結果の取り纏め
- ・ 脆弱性研究会の運営支援作業
- ・ 調査実施報告書等の作成

3.2. 業務内容

3.2.1. 小規模ウェブサイト運営者の脆弱性対策に関する調査

ウェブサイトの脆弱性対処について、ウェブサイト運営者としての責務（望ましい対処）であることを認識させるべく普及啓発を実施してきている。しかし、パートナーシップでのウェブサイトに関する届出や修正対応の状況を踏まえると、特に小規模ウェブサイト運営者において脆弱性対策を進めるうえで課題があると推測される。

このため、小規模ウェブサイト運営者における脆弱性対処の現状に関するアンケート調査を行い、その結果から導き出されるウェブサイト運営者として課題を抽出するとともに、課題への対処方法をこれまでの脆弱性研究会での調査結果も踏まえて検討する。

調査結果及び検討結果は、「小規模ウェブサイト運営者の脆弱性対策に関する調査報告書」として取り纏めると共に、3.2.2の調査結果と合わせて「企業ウェブサイトのための脆弱性対応ガイド」¹の改訂の要否を

¹ <https://www.ipa.go.jp/security/ciadr/safewebmanage.pdf>

検討し、必要な改訂を行う。

(1) アンケート調査

【調査方法】

- ・ 請負者は IPA と協議し、2012 年度に実施した、小規模ウェブサイト運営者の脆弱性対策に関するアンケート調査と同様な調査を再度実施をして、現時点における小規模ウェブサイト運営者の脆弱性対策の状況を調査する。アンケート調査にあたっては、以下のことを行うこと。
 - 小規模ウェブサイト運営者で脆弱性対策が進まない原因の仮説を立てること
 - 仮説を基にアンケートの設問を設定すると共にアンケート調査対象やアンケート方法を検討すること
 - 第 1 回の脆弱性研究会でアンケート調査対象、方法、設問内容等の承認を得たうえで、アンケートを実施すること
 - アンケート結果は公開前提の「小規模ウェブサイト運営者の脆弱性対策に関する調査報告書」にまとめること
 - 「小規模ウェブサイト運営者の脆弱性対策に関する調査報告書」の概要版を説明資料として作成し、第 2 回の脆弱性研究会で報告すること。
 - 調査報告書を公開するため、対象者へのアンケート結果の利用告知など必要な対応を行うこと
- ・ 請負者は IPA と協議し、「小規模ウェブサイト運営者の脆弱性対策に関する調査報告書」に下記の調査結果や検討結果を含めること。
 - 脆弱性対策が進まない原因の仮説に関する検証結果
 - アンケート結果（単純集計とクロス集計）の相関分析を含む分析結果と抽出した脆弱性対策が進まない課題
 - 2012 年度調査との経年変化は、2012 年度調査対象のみの経年変化と 2012 年度調査対象以外も含んだ調査対象全体での経年変化の 2 種類
 - 2012 年度調査との経年変化から判明した小規模ウェブサイト運営者での脆弱性対策が進んだ点や変化が少なかった点と IPA での施策の課題
 - 課題を解決するため、小規模ウェブサイト運営者の意識、啓発、社会環境、制度運用等の各観点から検討した対策

【調査対象と有効回答件数】

- ・ 2012 年度のアンケート調査と同様に小規模ウェブサイトを運営する組織のウェブサイト担当や情報システム担当に対してアンケートを実施し、有効回答数を 300 件以上とすること。なお、小規模とは、中小企業基本法において定義された「小規模企業者」（おおむね常時使用する従業員が 20 人以下、商業・サービス業で従業員 5 人以下の事業者）を目安とするが、状況に応じて IPA と協議の上、設定できるものとする。
- ・ 経年変化を調査するため、可能な限り 2012 年度のアンケート対象を取り込むこと

【調査項目と項目数】

- ・ 以下の調査項目を全体で 30 項目程度（選択式、「その他」の記述は必要）
 - ウェブサイトの構築・運用の形態や内容
 - 脆弱性対策への理解
 - 脆弱性対策の現状と課題
 - IPA の普及啓発資料に関する認知度（活用度）
 - 仮説を検証するための設問

【調査手段】

- ・ ウェブアンケート調査または郵送アンケート調査等それに代わる手段。なお、郵送アンケート調査の場合の使用物品は国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第6条第1項の規定に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。

3.2.2. 最新のウェブサイトの被害事例に関する調査

ウェブサイトの脆弱性対策については、ウェブサイト運営者に対して、脆弱性対策の必要性について普及・促進を実施しているが、ウェブサイトの脆弱対策の必要性が理解されにくい状況である。そこで、脆弱性対策の必要性を理解して頂くためには、脆弱性を放置していると被害が発生することを示すことが効果的と考え、実際に発生したウェブサイトの被害事例を調査して、資料として取り纏める。

(1) 文献/事例の調査

【調査方法】

- ・ 請負者は、3.2.1で実施した調査も踏まえて、IPAと協議し、直近の1年を目安にして、ウェブサイトで発生をした、ソフトウェアやウェブアプリケーションの脆弱性を悪用した被害事例を文献等により調査を実施すること。
- ・ 請負者はIPAと協議し、文献等による調査結果を資料として取り纏めること。調査結果として取り纏めた資料を踏まえて、「最新のウェブサイトの被害事例に関する調査報告書」として取り纏めること。
- ・ 請負者は、「最新のウェブサイトの被害事例に関する調査報告書」の概要版を説明資料として作成し、第2回の脆弱性研究会で報告すること。
- ・ 請負者は、「最新のウェブサイトの被害事例に関する調査報告書」の作成にあたり、以下の事項について考慮すること。
 - － 被害組織が特定出来ない様に固有名称やサービス名等は削除すること。
 - － 被害事例をイメージできる様に、図式化をすること。
 - － ウェブページでの公表及び、冊子化しての配布等をするを前提として資料を作成すること

【調査対象と件数】

これまでの脆弱性研究会での調査結果を踏まえ、脆弱性に起因すると思われる主に下記のような被害を対象に国内組織を対象に10件以上調査すること。

- ・ ウェブサイトの改ざん被害
- ・ ウェブサイトのサービス停止被害
- ・ ウェブサイトからの情報漏えい被害
- ・ 上記の一次被害による風評被害や金銭被害等の二次被害 等

【調査項目】

- ・ 発生した被害の内容と影響範囲
- ・ 発生した被害の直接原因、根本原因
- ・ 発生した被害の技術的な原因、人力的な原因
- ・ 被害発生後に実施した対策
- ・ 今後被害を発生させないために実施した脆弱性対策を含む対策 等

(2) ヒアリング調査

【調査方法】

- ・ 請負者はIPAと協議し、(1)で調査した被害事例を基にして、被害対象者に対して、文献調査では調査しきれない事項について、ヒアリング調査を実施すること。

- ・ 請負者は、ヒアリング調査をする上での具体的な実施時期、対象者、調査項目について「ヒアリング実施概要」として資料を取り纏めること。
- ・ 請負者は IPA と協議し、ヒアリングを実施するために、「ヒアリング対象者向けの主旨説明」資料を作成すること。
- ・ 請負者は、第 1 回の脆弱性研究会に取り纏めた資料「ヒアリング実施概要」「ヒアリング対象者向け主旨説明」を提示し、脆弱性研究会で頂いた意見を踏まえて見直した上で、ヒアリング調査を実施すること。
- ・ 請負者は、ヒアリング調査を実施し、ヒアリング調査結果を取り纏めた資料を作成すること。
- ・ ヒアリング調査結果を踏まえ、IPA と協議し、(1) で作成した「最新のウェブサイトの被害事例に関する調査報告書」を見直すこと。
- ・ 請負者は、第 2 回の脆弱性研究会に取り纏めた資料「最新のウェブサイトの被害事例に関する調査報告書」を提示し、脆弱性研究会で頂いた意見を踏まえて見直すこと。

【ヒアリング対象と件数】

- ・ 被害対象者へのヒアリングを 5 件以上行うこと。

【ヒアリング項目の例】

- ・ 発生した被害の内容と影響範囲
- ・ 発生した被害の直接原因、根本原因
- ・ 発生した被害の技術的な原因、人力的な原因
- ・ 被害発生後に実施した対策
- ・ 今後被害を発生させないために実施した脆弱性対策を含む対策 等

【ヒアリング方法】

- ・ ヒアリングの主旨に鑑みヒアリング先へ訪問を基本とする。そのため新型コロナウイルス対策を十分に配慮した調整を行う。リモート形式によるヒアリングは、どうしても訪問が不可能な場合の最終手段であり IPA との協議の上決める。

3.2.3. 海外の政府機関等における脆弱性対策の取組みに関する調査

国内においては、「パートナーシップ」という脆弱性届出制度があるが、海外の政府機関、公的な機関等においても、法律などに基づいて実施している脆弱性対策について、どの様な対象に、どの様な脆弱性対策を実施しているかについて文献等により調査を実施して、報告書として取り纏める。

(1) 文献の調査

【調査方法】

- ・ 請負者は IPA と協議し、海外の政府機関、公的な機関等が、法律等に基づき実施している脆弱性対策に関して、文献等を調査して、「海外の政府機関等における脆弱性対策の取組みに関する調査報告書」として取り纏めること。また、下記の検討結果を調査報告書に含めること。
 - － 海外の政府機関、公的な機関等で実施している脆弱性対策と、「パートナーシップ」との違い
 - － 海外の政府機関、公的な機関等で実施している脆弱性対策について、メリット/デメリット
- ・ 請負者は、第 1 回の脆弱性研究会にて「調査方針・調査対象」を提示し、脆弱性研究会で頂いた意見を踏まえて見直すこと。また、見直した内容を踏まえて調査を実施し、調査結果を第 2 回の脆弱性研究会に提示し、頂いた意見をもとに見直すこと。

【調査対象と件数】

これまでの脆弱性研究会での調査結果を踏まえ、下記のような国、機関を対象に 6 件以上調査すること。調査対象は、事前に IPA の了解を得ること。

- ・ 欧州（英国）
- ・ 北米（米国、カナダ）
- ・ アジア（韓国、シンガポール）
- ・ セキュリティ機関（ENISA）等

【調査項目】

- ・ 法律等の基づいて実施をしている脆弱性対策の取組み内容、実施方法
- ・ 法律の適用（強制）範囲
- ・ 脆弱性対策を実施することによる期待する効果、実績
- ・ 脆弱性対策を実施する上での課題や、阻害要因
- ・ 今後実施する取組み、実施スケジュール

3.2.4. 調査結果の取り纏め

項目 3.2.1～3.2.2 の調査・検討結果を踏まえ、「企業ウェブサイトのための脆弱性対応ガイド」の改訂の要否を検討し、必要な改訂を行う。また、項目 3.2.3 の調査・検討結果を踏まえ、「パートナーシップ」の運用改善についての対応方針を検討して取り纏める。

【取り纏め方法】

- ・ 項目 3.2.1～3.2.2 の調査・検討で得られた効果的に脆弱性対策をする上で必要な対策について、「企業ウェブサイトのための脆弱性対応ガイド」の改訂の要否を検討し、必要な改訂を行うこと。
- ・ 「企業ウェブサイトのための脆弱性対応ガイド」を改訂する場合は、改訂案を第 2 回の脆弱性研究会に提示すること。また第 2 回の脆弱性研究会で頂いた意見をもとに見直すこと。
- ・ 項目 3.2.3 の調査・検討で得られた「パートナーシップ」の運用改善の対応方針を取り纏めること。取り纏めた結果を、第 2 回の脆弱性研究会に提示すること。また第 2 回の脆弱性研究会で頂いた意見をもとに見直すこと。

3.2.5. 脆弱性研究会の運営支援作業

IPA が主催する脆弱性研究会における IPA 事務局支援作業を以下の内容に基づいて行う。脆弱性研究会は、IPA が選定する有識者、専門家等 30 名程度で構成し、1 回当たり約 2 時間、2 回以上開催する。なお、脆弱性研究会はリモート形式での開催を想定しているが、実施形式については開催の都度 IPA との協議の上決定するものとする。

	開催時期	議題（案）
第 1 回	2020 年 10 月下旬頃	調査方針の確認
第 2 回	2021 年 1 月下旬頃	調査結果の報告

請負者は第 1 回の脆弱性研究会にて項目 3.2.1～3.2.4 の調査を実施する旨、および、調査方針を報告する。委員から挙げた意見を踏まえ資料の見直し、および、調査を実施する。

請負者は IPA の指示のもと、脆弱性研究会やメール等で項目 3.2.1～3.2.3 について取り纏めた資料や調査内容を脆弱性研究会委員に報告し、質疑等への返答も行う。また脆弱性研究会委員からの意見に対する対応案を作成する。

請負者は各脆弱性研究会前後に、IPA 事務局会合（IPA 及び請負者等が参加）を 1 回当たり約 2 時間、計 4 回以上、リモート形式もしくは集合形式で行うものとする。集合形式の場合は、新型コロナウイルス対策を行った上で IPA 会議室において行うものとする。

脆弱性研究会委員に対する委嘱手続き、謝金・交通費等の支払いは IPA が行う。

脆弱性研究会を集合形式で行う場合は、新型コロナウイルス対策を行った上で基本 IPA の会議室で実施し、

飲み物の費用は IPA が負担する。委員の都合により外部会議室を利用しても良い。その費用の支払いは、請負者が負担すること。

請負者は以下の作業を行う。

(1) 脆弱性研究会日程調整

脆弱性研究会開催に向け、IPA 事務局や IPA 会議室も含め脆弱性研究会委員との日程調整を行う。具体的な日程は IPA と協議の上、決定する。

(2) 脆弱性研究会での議論を進めるための資料作成

上記表の議題（案）に関する資料や脆弱性研究会で議論するための論点などを纏めた資料を作成し、脆弱性研究会開催の 1 週間前までに完成版を IPA に提出すること。

(3) リモート形式での開催のための準備とサポート

リモート会議ツールを IPA と協議し決定した上で脆弱性研究会の開催準備を行うとともに、リモート形式の会議がスムーズに進行するように脆弱性研究会出席者へのサポート等を行うこと。

(4) 議事録作成

1 枚に纏めた要約版と発言の詳細版を脆弱性研究会開催後 1 週間以内に IPA に提出すること。

3.2.6. 調査実施報告書等の作成

請負者は、脆弱性研究会での議論・決定等を十分に反映した調査実施報告書等を IPA の指示の下作成すること。調査実施報告書等は最終的に脆弱性研究会及び IPA の承認を得ること。

成果物として、以下を作成すること。

- ・ 今年度の調査（本調査全体）をまとめた「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査実施報告書」
- ・ 「小規模ウェブサイト運営者の脆弱性対策に関する調査報告書」
- ・ 「最新のウェブサイトの被害事例に関する調査報告書」
- ・ 「海外の政府機関等における脆弱性対策の取組みについての調査報告書」
- ・ 「企業ウェブサイトのための脆弱性対応ガイド」

調査実施報告書の構成・章立て・項目名称などは、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会 2019 年度報告書」の本編及び別紙と同等にすること。ただし、脆弱性研究会の議論・決定等を反映させるなどで調査実施報告書を変更する場合は、IPA と協議の上、変更すること。

また、調査実施報告書を基に、成果説明用資料（調査結果を説明できるプレゼンテーション用資料）を作成すること。調査実施報告書・成果説明用資料の作成に当たっては以下の内容を遵守すること。

(1) 調査実施報告書等全体の作成に当たって遵守すること

- ・ 日本語で作成すること（ただし、固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能。ただし、その場合は日本語での解説も併記すること）。
- ・ アルファベット等の略語については初出箇所のページ下部に脚注を挿入し、説明すること。
- ・ 誤記・誤植を含まないこと。
- ・ 図表を用い、理解し易いよう配慮の上、体系的に整理された記述にすること。
- ・ 文章や図、写真等を引用する際には、引用部分それぞれにおいて出典元を明記すること。
- ・ IPA からの依頼（説明の追記や、独自の図表作成）を反映すること。
- ・ 予め記述項目、記載内容及び記載水準に対して IPA の合意を得ること。
- ・ IPA に帰属できない他者の著作物は除くこと。

(2) 調査実施報告書の作成に当たって遵守すること

- ・ 全体で 100 頁以上の内容とすること。
- ・ 目次を作成すること。
- ・ 五十音順・アルファベット順の用語集、略語集を調査実施報告書に含めること。
- ・ 一般公開に資する内容とし、図表を用いた分かりやすい記述とすること。なお、本調査実施報告書は、パートナーシップの関係者、脆弱性の発見者及び企業のセキュリティ担当者を主な読者に想定する。
- ・ Microsoft Word 形式とする。別形式を選択したい場合は、事前に IPA の合意を得ること。
- ・ 内容に関しては、脆弱性研究会の承認を得ていること。

(3) 成果説明用資料の作成に当たって遵守すること

- ・ 全体概要図 1 ページを含み、10 頁程度の内容とすること。
- ・ 講演等による普及活動での利用を想定した一般公開に資する内容とし、図表等を用いて聴衆に理解しやすい表現とすること。
- ・ Microsoft PowerPoint 形式とする。内容に関しては、調査実施報告書の内容と整合性を取ることを。

4. 調査に関する留意事項

- ・ 告示・ガイドライン、過去の脆弱性研究会報告書、及び脆弱性関連情報の届出ページは熟読の上十分理解し、脆弱性研究会において適切に対応できるレベルとすること。
- ・ 契約後直ちにキックオフミーティングを開催し、全体的な計画を提示し、IPA と意識をすり合わせ、調査を開始すること。
- ・ プロジェクト管理により、作業計画を明確に定め、作業項目ごとの工程管理を行うこと。
- ・ 2 週間に一回は、各調査に関する進捗状況の報告をミーティングにおいて行い、もし作業の遅延等が生じた場合にはその対策案を IPA 担当者に報告するとともに、リカバリーに努めること。
- ・ 作業は IPA の指示に基づき行うものとし、必要に応じて適宜ミーティング等により作業内容の調整を行うこと。
- ・ 各ミーティングの形式はリモート形式を主とするが、必要に応じて集合形式でも行うものとする。集合形式で行う場合は、新型コロナウイルス対策を行った上で実施するものとする。
- ・ 各調査項目について、調査状況を定期的に IPA へ報告すること。
- ・ IPA からの調査に関する報告要求があった際には、速やかに対応すること。
- ・ IPA との打合せ等で必要となる全ての会話は日本語を用いること。
- ・ 各ヒアリングは、ヒアリング先にて 1 時間程度のものとし、IPA も同行するので IPA を含めヒアリング先との日程調整をすること。
- ・ ヒアリングを進めるための資料として、ヒアリングの主旨やヒアリング項目などを記載した「ヒアリング対象者向け主旨説明」「ヒアリング実施概要」と、必要に応じてヒアリングを効率的に実施するための資料を用意しヒアリング先に持参する。これらの資料はヒアリング開催 3 日前迄に IPA に提出し了承をとること。
- ・ ヒアリング先でのヒアリングにあたっては、ヒアリング先でのコロナウイルス対策に応じた対策を採った上で臨むこと。
- ・ ヒアリング実施にあたっては、あらかじめヒアリング相手に対しヒアリング内容の取扱い方法など注意事項を説明すること。
- ・ ヒアリング後、議事録として 1 枚にまとめた要約版と発言の詳細版を、ヒアリング実施後 1 週間以内に IPA に提出すること。
- ・ 仕様書に定めのない事項等については、IPA と請負者が協議の上、決定すること。

○. 環境配慮事項

(1) 共通事項

本件履行にあたっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）による環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 2 年 2 月 8 日変更閣議決定。以下「基本方針」*という。）に示されている「印刷用紙」及び「印刷」に係る【判断の基準】を満たすこと。

(2) 印刷資材

ア 紙又は板紙へのリサイクルに阻害要因となる材料を使用しないこと。

イ 「印刷」の【判断の基準】表 1「古紙リサイクル適性ランクリスト」に示された「A ランク」の資材を使用すること。また、請負者は表 3「資材確認票」を作成し、契約時に IPA 財務部担当者に提出すること。

ウ 植物由来の油を使用したインキが使用されていること。

(3) 印刷工程

「印刷」の【判断の基準】表 2「オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準」に示された措置が講じられているか確認を行うため、請負者は、表 4「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を作成し、契約時に IPA 財務部担当者に提出すること。

* 基本方針の掲載場所：環境省グリーン購入法.net

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

5. 業務の実施体制に関する要件

本調査を実施するにあたっては、次の業務実施体制を整えること。

- (1) 実施担当者は、情報セキュリティに関する知識を有した調査経験者で構成すること。
- (2) 6(2)の要件を全て満たす担当者を、少なくとも 3 名は実施担当者に入れること。
- (3) 業務の役割を定めた実働可能な人数を確保すること。
- (4) 組織として適切な管理・バックアップ体制を整えること。

6. 業務スキルに関する要件

本調査を実施するにあたっては、次の実績及びスキル要件を満たすこと。

- (1) 法人としての実績
 - ・ 本業務に関係する産学官の有識者へのコネクションを有していること。
 - ・ 過去に脆弱性や脆弱性情報の公表および情報セキュリティに関する調査の実施があること。
- (2) 担当者としての実績及びスキル
 - ・ 脆弱性および情報セキュリティに関する専門的知識を有し、過去に脆弱性および情報セキュリティに関する調査を少なくとも 3 回行った実績があること。
 - ・ 過去に制度の策定や改善に関する研究会を少なくとも 3 回運営した実績があること。
 - ・ 調査内容（脆弱性や情報セキュリティ）に関する人的コネクションを有していること。
 - ・ 調査内容（脆弱性や情報セキュリティ）に関する専門的知識・知見に基づいたデータ分析及びレポート作成能力を有していること。

7. セキュリティに関する要件

- (1) 請負者は本調査で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、当機構に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、

住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの)を提出し、同意を得ること。なお、情報取扱者名簿は、本調査の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。また、情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め当機構へ届出を行い同意を得ること。

(確保すべき履行体制)

契約を履行する一環として請負者が収集、整理、作成等した一切の情報が、当機構が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること

当機構が個別に承認した場合を除き、請負者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の請負者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の請負者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること

- (2) 請負者は請負者の資本関係・役員等の情報、本調査の実施場所、業務従事者の経歴(氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、資格(情報セキュリティに係る資格等)、母語及び外国語能力、国籍等がわかる資料)を提出すること。経歴提出のない業務従事者の人件費は計上不可。
- (3) 本調査の過程で得た一切の情報(アンケート内容、ヒアリング内容、会議内容等)は、当機構の許可なく情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしないものとし、他に利用しないこと。
- (4) 請負者は秘密情報や個人情報の取り扱いに留意し適切に管理を行うこと。また、情報漏えい防止対策や情報の暗号化、脆弱性への対応など適切に情報セキュリティ対策を実施すること。さらに、本調査の一部業務を再委託する場合、請負者は再委託先が十分な情報セキュリティ対策を実施していることを担保し、当機構の求めがあれば再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認・報告すること。
- (5) 情報セキュリティインシデントが発生した場合、ただちに当機構に報告し当機構の指示に基づき適切に対応すること。
- (6) 保護すべき情報はパスワードの設定など、安全な方法で受け渡しをすること。また、契約中/契約終了後の如何に依らず、一時的に当機構から提示する未公開情報や個人情報等は、不要になった段階で適切に削除するとともに、当機構に確認を取ること。
- (7) 請負者の情報セキュリティ対策の履行状況を確認する必要がある場合、対応すること。
- (8) 情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合、当機構と調整し、適切に対処すること。

8. 納入関連

8.1. 納入期限・納入場所

2021年2月26日(金)

〒113-6591

東京都文京区本駒込2丁目28番8号 文京グリーンコートセンターオフィス16階

独立行政法人情報処理推進機構

セキュリティセンター セキュリティ対策推進部 脆弱性対策グループ

8.2. 納入物件

以下の報告書を収めた、電子媒体(CD-R等)を納入すること。

(1) 調査実施報告書

- ・ 「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査実施報告書」

- ・ 「小規模ウェブサイト運営者の脆弱性対策に関する調査報告書」
- ・ 「最新のウェブサイトの被害事例に関する調査報告書」
- ・ 「海外の政府機関等における脆弱性対策の取組みについての調査報告書」
- ・ 「企業ウェブサイトのための脆弱性対応ガイド」

(2) 成果説明用資料

以上の納入物件に併せて、調査の過程で入手したデータ、文献、資料、脆弱性研究会の議事録、ヒアリング記録も提出すること。

検収のため、上記(1)、(2)に記載した納入物件については、バインダーに収納した印刷物を1部提出すること。

8.3. 検収条件

納入物件の内容に関しては、調査内容及び対象に関して本仕様書に示された条件、項目を満たしているかについて確認を行う。また、品質については「2. 背景・目的」で示された目的を満たすに十分か否かを基準に判断する。

以上

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」に関する請負契約を締結する。

(契約の目的)

- 第1条 甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書記載の「請負業務」（以下、「請負業務」という。）の完遂を乙に注文し、乙は本契約に従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。
- 2 乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによるのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

(再請負の制限)

- 第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。
- 2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

(責任者の選任)

- 第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(納入物件及び納入期限)

第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

(契約金額)

第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実地調査)

第7条 甲は、必要があると認めるとき（請負業務完了後も含む。）は、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査

を行うことができる。

- 2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

第8条 甲は、納入物件の納入を受けた日から30日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。

- 2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。
- 3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、請負業務完了の日から1年以内に納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。

- 2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。
- 3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。
 - 一 修補等が不能であるとき。
 - 二 乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、甲が第1項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。
- 5 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。
- 6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(対価の支払及び遅延利息)

第10条 甲は、請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。

- 2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号))によって、遅延利息を支払うものとする。

- 3 乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認し了解する。

(遅延損害金)

第 11 条 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 1 に相当する額を徴収することができる。

- 2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

第 12 条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。

- 一 仕様書その他契約条件の変更（乙に帰責事由ある場合を除く。）。
- 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
- 三 税法その他法令の制定又は改廃。
- 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

- 2 前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

(契約の解除等)

第 13 条 甲は、第 9 条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第 4 号乃至第 6 号の場合は催告を要しない。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。
 - 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと認められるとき。
 - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。
 - 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第 1 項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。
 - 4 甲は、第 1 項第 1 号乃至第 4 号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
 - 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。
- 2 第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

- 第15条 乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

- 第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- 2 乙は、情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、請負業務完了又は契約解除等により、甲が提供又は指定した紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破碎、溶解及び焼却等の方法により情報を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別段の指示したときは、乙はその指示に従うものとする。
- 4 乙は、請負業務の遂行において情報セキュリティの侵害その他の事故が発生し、又はそのおそれがある場合（乙の内部又は外部から指摘があったときを含む。）には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。
- 5 乙は、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるとき（請負業務完了後を含む。）は、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。
- 6 乙は、請負業務の一部を再請負する場合には、再請負することにより生ずる脅威に対して本条に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じなければならない。
- 7 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
- 8 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(知的財産権)

- 第17条 請負業務の履行過程で生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第8条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。
- 2 乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。

- 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作権者人格権、及び著作権法第28条の権利その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

(知的財産権の紛争解決)

- 第18条 乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。
- 2 乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
 - 3 第9条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(成果の公表等)

- 第19条 甲は、請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。
- 2 甲は、乙の承認を得て、請負業務完了前に、予定される成果の公表等を行うことができる。
 - 3 乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
 - 4 乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。
 - 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。
 - 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

- 第20条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

- 第21条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

- 第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき

- ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
- ハ 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- ニ 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第 61 条第 1 項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第 62 条第 1 項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第 4 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有して

いるとき

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

2020年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について

甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

- 第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報に含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。
- 2 乙は、甲の指示により個人情報に含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

- 第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
- 2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

- 第10条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

- 第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。
- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
- 3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上